

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年11月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第35号

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び12月」を削り、「100分の173.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の169.5」を加える。

第2条 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「に支給する場合には100分の173.5、12月」を「及び12月」に、「100分の169.5」を「100分の171.5」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。